

※判断基準は気象庁ホームページ「高槻市の警報・注意報」で行います。※ご利用中の警報発令、営業再開のご案内、緊急時等に関してはこちらから保護者の方にご連絡いたします。

警報等	営業基準	※緊急時には原則保護者の方のお迎えをお願いします。はいつでもお迎えのご対応が出来る様にご準備ください。			
		臨時休業の目安	再開の目安	ご利用中に警報が発令された場合	事業所緊急時対応
震度5以上の地震	終日 臨時休業	営業当日、地震が発生した時点で終日休業	当日の再開はなし。翌日以降に通常営業が可能と判断する日まで	地震発生後、保護者の方にお迎えをお願いします。	
警戒レベル3相当以上 <b>(東五百住町3丁目)</b> ・土砂災害・浸水害 ・河川洪水	終日 臨時休業	7時の時点で <b>東五百住町3丁目</b> に対し、土砂災害・浸水害・河川洪水のいずれかが警戒レベル3相当以上の場合、終日休業。	・当日の再開はなし。 ・翌日7時時点で警戒レベルが解除されている場合は通常営業	<b>東五百住町3丁目</b> に対し、土砂災害・浸水害・河川洪水のいずれかが警戒レベル3相当以上になった時点で保護者の方にお迎えをお願いします。	事業所は避難準備と安全確認を行い、児童の帰宅準備をする。ただし、帰宅時の安全が確保できない場合、事業所に待機もしくは避難所等へ避難することがあります。
※警戒レベル4相当の地域への送迎	原則中止	【 お迎え時 】 お迎え先の地域が警戒レベル4の場合、その地域への送迎は行えません。		【 帰宅時 】 児童がお住まいの地域に警戒レベル4の避難指示が発令された場合、状況に応じてのご対応とさせていただきます。	
大雨警報 暴風警報 特別警報 暴風雪警報 大雪警報	臨時休業 または 営業見合わせ	(全日) ・ <b>7時から12時の間で警報発令中は営業見合わせ。</b> ・ <b>12時の時点で警報発令中ならば終日臨時休業。</b> ・ <b>12時まで</b> に解除された場合、営業開始。(開始時間は順次ご連絡いたします。)ただし解除後も路面が安全でなければ引継ぎ休業する場合があります。	<b>授業のある日</b> ：12時の時点で警報が解除されている場合は通常の13時30分から営業再開。 <b>土曜・学校休校日</b> ：12時の時点で警報が解除されている場合は13時30分より営業再開。(※送迎13時30分～)ただし、解除後も路面の状態が危険と判断した場合、引き続き臨時休業にする場合があります。	<b>帰宅</b> ：警報が発令された時点で保護者の方にお迎えをお願いします。 ※営業中に児童や職員の帰宅が困難になる可能性がある場合、警報の発令に関わらず、臨時休業にする場合があります。その場合、臨時休業決定の時点で保護者の方にお迎えをお願いします。	

裏面に続く

警報等	営業基準	※緊急時には原則保護者の方のお迎えをお願いします。はいつでもお迎えのご対応が出来る様にご準備ください。		
		臨時休業の目安	再開の目安	ご利用中に警報が発令された場合
学校臨時休校時 ※警報以外	営業	平日の臨時対応につき <b>営業開始時間の変更が生じる</b> 場合があります、臨時休校のタイミングによっては、学校への送迎対応が遅れる場合があります。(開始時間は順次ご連絡いたします。) ※臨時休校の理由が危険等を感じる事態であれば、営業を見合わせる場合があります。		
その他危険と判断する措置の時	臨時休業 または 営業見合わせ	上記以外の災害発生や感染症発生、近隣で凶悪事件等がおこり、営業が困難と判断した場合、臨時休業にする場合があります。利用者・職員に危険が及ぶ可能性のある場合は状況に応じた対応を行います。	臨時休業決定の時点で帰宅または保護者の方にお迎えをお願いします。利用者に危険が及ぶ可能性のある場合は原則保護者のお迎えが必要になります。	事業所緊急時対応